

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 1 月 27 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600164号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600100号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年1月1日から同年5月31日まで

私は、昭和56年8月1日にB社に入社し、昭和59年5月30日に母親の看護のために退職した。しかし、厚生年金保険の記録では、A社において、昭和56年8月1日に被保険者資格を取得し、昭和59年1月1日に被保険者資格を喪失している。請求期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、年金額に反映されるよう同社における被保険者資格喪失日の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の現在の事業主及び請求期間当時の事業主は、請求者に係る人事記録、賃金台帳等を保存しておらず、請求者の請求期間に係る同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が、自身と同様にシステムエンジニア業務を担当していた同僚として名前を挙げた4名のうちの3名及び役員として名前を挙げた1名は、厚生年金保険の記録により、A社において、請求者と同様に昭和59年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該同僚4名のうちの残る1名は、同社における被保険者記録が確認できない。

さらに、上記同僚4名及びA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚19名の計23名に照会したところ、8名から回答があり、そのうちの2名は請求者を記憶していたものの、請求者の請求期間に係る同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な回答を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、請求者は、請求期間において実際に勤務していた事業所は、B社であると陳述しているところ、雇用保険の加入記録により、請求者は、昭和56年8月1日から昭和58年10月31日までの期間についてはA社において、同年11月1日から昭和59年5月30日までの期間についてはB社において、雇用保険被保険者であることが確認できる。

しかしながら、B社について、i) 同社は、請求期間後の昭和59年7月16日から昭和62年2月1日までの期間が厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間は適用事業所となっていない。ii) 昭和62年に同社を吸収合併したとするC社は、B社に係る資料は全て処分したと陳述している。iii) 同社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる事業主2名(同社が厚生年金保険の適用事業所となった時の事業主及びその後の事業主)は既に亡くなっており、請求期間当時の同社の状況を確認できない。iv) A社の現在の事業主及び請求期間当時の事業主は、B社との関係について不明と回答している。v) 同社に係る商業登記の記録は確認できなかった。